

イラン侵略戦争弾劾！3月ダイ改阻止の第1波闘争

動労千葉が26反戦春闘スト

会報

国鉄闘争全国運動

国鉄分割・民営化反対！1047名解雇撤回！

190号

2026年3月17日

国鉄分割・民営化に反対し 1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動事務局
千葉市中央区要町2-8 DCC会館内

TEL 043-222-7207

nationwidemovement@yahoo.co.jp

東京高裁宛て
行政訴訟署名

6303筆

(26年3月17日)

派出化弾劾！千葉機関区門前に70人

員や支援者70人が結集（写真右上）。門内で弾劾（写真左上）。渡辺書記長が

動労千葉は3月14日、「ダイ改定・合理化粉碎・千葉機関区の派出化弾劾・機能保全外注化阻止」を掲げ、春闘第一波闘争に決起した。委員長、渡辺書記長が指名ストに突入した。

午後1時、千葉機関区（隅田川機関区千葉派出）前には組合

午後3時からはDCC会館で「スト貫徹！総決起集会」を開催（写真左上）。渡辺書記長が基調報告を行い、重大事故が続発する中で外注化に突き進む会社の姿勢を厳しく批判した。3月16日の君津市抗議行動、4月1日の機能保全外注化阻止への決起を呼びかけた。

集会には三里塚反対同盟や家族会、動労東京なども連帯に駆けつけた。最後にイラン戦争侵略戦争を弾劾し、「反戦声明」を読み上げ、第2波・第3波闘争への決起を誓う「団結カンパロ」で締めくくった。

千葉駅までは午前、動労千葉を支援する会がイラン侵略戦争弾劾の宣伝活動を行った。

■1047名解雇撤回第3回裁判

7月16日（木）14時、東京高裁101号法廷
※裁判に先立ち署名提出行動を計画します。当面、5月15日（金）を署名の集約日をお願いします。

3・16君津市役所行動に70人

久留里線（久留里～上総亀山）廃止届提出を弾劾

JR東日本が3月9日、久留里線（久留里～上総亀山間）の廃止届を国交省に提出するという暴挙に打って出た。これに対し3月16日、「久留里線と地域を守る会」を中心に約70人が抗議行動を展開した。

現在、公的機関である「君津市地域公共交通会議」での協議は継続中であり、廃線に関する「了承」も「議決」も一切行われていない。この状況下での届出は、地域を無視した強

駅前の公園での集会後、参加者は君津市役所に向けデモ行進。市役所前では「廃止届を撤回せよ！」と地域の足を奪うな」とシブプレヒコールで君津市・石井市長に対する要請行動を行った。

その後の報告集会では、地元の亀山地区住民や動労千葉から「JRと市が締結した20億円の基本合意は手切れ金だ」と厳しい批判が相次いだ。

井手・深澤の証 署名にご協力を

人尋問実現へ

日頃より国鉄1047名解雇撤回闘争に対する多大なるご支援と連帯ありがとうございます。現在、39年に及ぶ闘いはかつてない歴史的局面にあります。国鉄分割・民営化の実務を指揮した井手正敬（元JR西日本社長）と深澤祐二（JR東日本前社長）という、真実を知る当事者の「証人尋問」が法廷で実現しようとしています。長年隠蔽されてきた「国家的不当労働行為」の真実を当事者の口から引き出す決定的な局面です。ぜひとも、裁判所を動かすための署名へのご協力をお願い申し上げます。

2015年6月、最高裁判所は、国鉄分割・民営化に際し不当労働行為（組合差別）を目的として採用候補者名簿から組合員を排除した事実を司法場で確定させました。皆様からの10万筆を超える署名がこの事実を認めさせたのです。しかし、JR側は一貫して「名簿作成は旧国鉄の責任であり、現在のJRは無関係」と責任回避を続けてきました。これに対し、JR設立委員会の指示で名簿から名前が削除された事実や、井手らが不当労働行為と指摘されない限界の線で不採用基準を策定したことを示す「文書（懇談議事録）」が明らかになりました。国鉄改革法は設立委員の行為をJRの行為と規定しており、JR側の責任は明白です。

そして本年1月23日、東京高裁で重大な進展がありました。裁判長は被告側に対し、不当労働行為の事実を認めるか争うかという二択を突きつけたのです。事実を認めるならばそれを前提に判決を書き、争うならば井手・深澤両名の「証人尋問」を検討するという内容です。これはJRが39年間つきつけてきた「無関係」という嘘の壁が司法場で崩壊しつつあることを意味します。

現在、最大の争点は「除斥期間」という法律の壁です。JR側は期間経過を盾に責任を免れようとしています。2024年の旧優待保護法をめぐる判例変更により「著しく正義に反する行為」があった場合、期間経過を理由に裁判を打ち切ることが許されないとの判断が示されました。真実を隠蔽し続けてきたJR側が期間切れを理由に逃げることは、道義的にも法的にも許されません。井手・深澤の証人尋問を実現し、JRの責任を明確にさせるためには圧倒的な世論の力が必要です。JRに責任を認めさせ、被解雇者の原職復帰を勝ち取ることを、そして真実に基づいた判決を求めるため、今一度、全国の支援の力を結集してください。署名運動こそが裁判所の背中を押し、JRの責任を確定させる最大の武器となります。何卒、署名へのご協力と周囲への拡散を切にお願い申し上げます。（裏面に「1047名裁判の現在地Q&A」）

あらためて問う
国鉄闘争の意義

1047名闘争 歴史的眞実と勝利への展望 Q&A

「不当労働行為を認めるか証人尋問か」――38年に及ぶJRの偽証を暴く裁判闘争の現在地と歴史的背景を、分かりやすいようにQ&A形式で解説します（事務局）。

26年1月、東京高裁での決定的転換

Q 26年1月23日の第2回控訴審において、どのような「歴史的前進」があったのか？

A 東京高裁の東亜由美裁判長が、この闘争の核心である「JR設立委員会による不当労働行為について、中労委（JR側）に対し、「JR設立委員会が行った不当労働行為を事実として認めるのか、それとも争うのか」を問いただし、以下の二者択一を迫った。

1 事実を認める場合は、「設立委員会の不当労働行為」を事実として認定し、それに基づいた判決を出す。

2 争う場合は、（隠された眞実を明らかにするため）井手、深澤らの「証人尋問」を採用する。

Q この裁判は「3度目のやり直し」と言われているが、第1ラウンドからの経緯を。

A 第1ラウンドはJRに対する直接追及の闘いだった（1987年）。87年の分割・民営化直前に、



動労千葉などの組合員に「JR不採用」が通告された。動労千葉は直ちにJRとの雇用関係の確立を求めて裁判を起し、さらに1年後に労働委員会に救済を申し立てた。

その結果、労働委員会は「採用差別は不当労働行為」と認定し、全員採用を命じた。しかし、裁判所は「JRに法的責任なし」とこれを覆した。その根拠は「不当労働行為があったとしても、その責任は（消滅する）国鉄にあり、新会社JRには及ばない」という国鉄改革法の論理だった。

Q 第2ラウンドで明らかにした「衝撃の事実」とは？

A 第2ラウンドは、旧国鉄（鉄建公団）を相手と闘った。JRの責任が否定されたため、解雇された労働者たちは、解雇の一方の当事者である「旧国鉄（鉄建公団）」を相手に裁判を開始した。この過程で驚くべき事実が明らかになった。千葉地裁での元国鉄幹部（伊藤嘉道）の証言で、動労千葉の組合員らは、不採用通知の直前

また、後述する「旧優生保護法判決による最高裁判例の変更」も影響している。不屈の闘争継続が、国鉄分割・民営化という国家権力の「壁」を、あと一歩で打ち破るところまで来ている。

Q その直後に東裁判長が異動になった。

A 第2回控訴審で決定的な明言を行った東裁判長は、直後に「高松高裁長官へ出世」という形式で東京高裁から事実上追い出された。眞実が暴かれることを恐れた国家権力による露骨な介入だ。新たな裁判体制のもとでも、この勝利の地帯を維持するため、改めて闘いの力を集中させることが重要だ。

Q 現在の「第3ラウンド」の目的は何か？

A 第3ラウンドはJRの責任を再び問う闘い（18年）現在。

Q 第2ラウンドで「基準策定」＝不当労働行為は確定したが、「その基準を作ったのが誰か」という点が新たな焦点となった。

Q 現在「第3ラウンド」の目的は何か？

A 第3ラウンドはJRの責任を再び問う闘い（18年）現在。

Q 第2ラウンドで明らかにした「衝撃の事実」とは？

A 第2ラウンドは、旧国鉄（鉄建公団）を相手と闘った。JRの責任が否定されたため、解雇された労働者たちは、解雇の一方の当事者である「旧国鉄（鉄建公団）」を相手に裁判を開始した。この過程で驚くべき事実が明らかになった。千葉地裁での元国鉄幹部（伊藤嘉道）の証言で、動労千葉の組合員らは、不採用通知の直前

また、後述する「旧優生保護法判決による最高裁判例の変更」も影響している。不屈の闘争継続が、国鉄分割・民営化という国家権力の「壁」を、あと一歩で打ち破るところまで来ている。

この裁判は高裁を経て最終的に最高裁において2015年、この「名簿不記載基準の策定そのものが不当労働行為である」という事実が確定した。

38年の嘘を暴く時が来た。1047名闘争歴史的勝利へ

JRの組織的偽証と悪質性の正体

Q JRがこれまで法廷で行ってきた「偽証」の具体例を。

A JRは数十年間にわたり、排除するための急遽「不採用基準（名簿不記載基準）」が作られ、それによって選別解雇が行われていたのだ。

Q この裁判は高裁を経て最終的に最高裁において2015年、この「名簿不記載基準の策定そのものが不当労働行為である」という事実が確定した。

Q 現在の「第3ラウンド」の目的は何か？

A 第3ラウンドはJRの責任を再び問う闘い（18年）現在。

Q 第2ラウンドで「基準策定」＝不当労働行為は確定したが、「その基準を作ったのが誰か」という点が新たな焦点となった。

Q 現在「第3ラウンド」の目的は何か？

Q 第2ラウンドで明らかにした「衝撃の事実」とは？

A 第2ラウンドは、旧国鉄（鉄建公団）を相手と闘った。JRの責任が否定されたため、解雇された労働者たちは、解雇の一方の当事者である「旧国鉄（鉄建公団）」を相手に裁判を開始した。この過程で驚くべき事実が明らかになった。千葉地裁での元国鉄幹部（伊藤嘉道）の証言で、動労千葉の組合員らは、不採用通知の直前

また、後述する「旧優生保護法判決による最高裁判例の変更」も影響している。不屈の闘争継続が、国鉄分割・民営化という国家権力の「壁」を、あと一歩で打ち破るところまで来ている。

この裁判は高裁を経て最終的に最高裁において2015年、この「名簿不記載基準の策定そのものが不当労働行為である」という事実が確定した。

Q 現在の「第3ラウンド」の目的は何か？

A 第3ラウンドはJRの責任を再び問う闘い（18年）現在。

Q 第2ラウンドで「基準策定」＝不当労働行為は確定したが、「その基準を作ったのが誰か」という点が新たな焦点となった。

Q 現在「第3ラウンド」の目的は何か？

A 第3ラウンドはJRの責任を再び問う闘い（18年）現在。

Q 第2ラウンドで明らかにした「衝撃の事実」とは？

A 第2ラウンドは、旧国鉄（鉄建公団）を相手と闘った。JRの責任が否定されたため、解雇された労働者たちは、解雇の一方の当事者である「旧国鉄（鉄建公団）」を相手に裁判を開始した。この過程で驚くべき事実が明らかになった。千葉地裁での元国鉄幹部（伊藤嘉道）の証言で、動労千葉の組合員らは、不採用通知の直前

また、後述する「旧優生保護法判決による最高裁判例の変更」も影響している。不屈の闘争継続が、国鉄分割・民営化という国家権力の「壁」を、あと一歩で打ち破るところまで来ている。

除外期間をめぐる最高裁判例の変更

Q 東京地裁（24年11月）はなぜ不当な判決を出したのか？

A 東京地裁は「時効（除外期間）」を口実にして眞実の究明を拒否した。

Q 東京地裁は「時効（除外期間）」を口実にして眞実の究明を拒否した。

Q 東京地裁は「時効（除外期間）」を口実にして眞実の究明を拒否した。

Q 東京地裁は「時効（除外期間）」を口実にして眞実の究明を拒否した。

Q 東京地裁は「時効（除外期間）」を口実にして眞実の究明を拒否した。

Q 東京地裁は「時効（除外期間）」を口実にして眞実の究明を拒否した。

Q 東京地裁は「時効（除外期間）」を口実にして眞実の究明を拒否した。

Q 東京地裁は「時効（除外期間）」を口実にして眞実の究明を拒否した。

Q 東京地裁は「時効（除外期間）」を口実にして眞実の究明を拒否した。

Q 東京地裁は「時効（除外期間）」を口実にして眞実の究明を拒否した。

Q 東京地裁は「時効（除外期間）」を口実にして眞実の究明を拒否した。

Q JRの行為は、当時の国会の決定とも矛盾していたのか？

A 当時、本州・四国のJR採用希望者は、閣議決定された採用人数を下回っていた。つまり、本来なら「全員採用」が当然の状況だった。

Q JRの行為は、当時の国会の決定とも矛盾していたのか？

A 当時、本州・四国のJR採用希望者は、閣議決定された採用人数を下回っていた。つまり、本来なら「全員採用」が当然の状況だった。

Q JRの行為は、当時の国会の決定とも矛盾していたのか？

A 当時、本州・四国のJR採用希望者は、閣議決定された採用人数を下回っていた。つまり、本来なら「全員採用」が当然の状況だった。

Q JRの行為は、当時の国会の決定とも矛盾していたのか？

A 当時、本州・四国のJR採用希望者は、閣議決定された採用人数を下回っていた。つまり、本来なら「全員採用」が当然の状況だった。

Q JRの行為は、当時の国会の決定とも矛盾していたのか？

A 当時、本州・四国のJR採用希望者は、閣議決定された採用人数を下回っていた。つまり、本来なら「全員採用」が当然の状況だった。

Q JRの行為は、当時の国会の決定とも矛盾していたのか？

A 当時、本州・四国のJR採用希望者は、閣議決定された採用人数を下回っていた。つまり、本来なら「全員採用」が当然の状況だった。

Q JRの行為は、当時の国会の決定とも矛盾していたのか？

A 当時、本州・四国のJR採用希望者は、閣議決定された採用人数を下回っていた。つまり、本来なら「全員採用」が当然の状況だった。

Q JRの行為は、当時の国会の決定とも矛盾していたのか？

A 当時、本州・四国のJR採用希望者は、閣議決定された採用人数を下回っていた。つまり、本来なら「全員採用」が当然の状況だった。